正			誤	正
ページ	段	行		
令和六年七月二十三日（号外第百七十五号）公布総務省令第七十五号（普通交付税に関する省令の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
六五六	改正後欄	一	0.000120	0.000110
〃	〃	〃	0.3960	0.3770
〃	改正前欄	〃	0.000110	0.000110
〃	改正後欄	二	0.000187	0.000193
〃	〃	〃	0.3626	0.3355
〃	〃	三	0.3840	0.3590
〃	〃	一	0.3655	0.3435
〃	〃	〃	0.3155	0.2965
〃	〃	二	0.000600	0.000610
〃	〃	〃	0.1180	0.0885
〃	〃	〃	0.0980	0.0790
〃	〃	一三	0.000580	0.000570
〃	〃	〃	0.1310	0.1145
〃	〃	〃	0.1175	0.0985
〃	〃	一四	0.3840	0.3620
〃	〃	〃	0.3265	0.3075
〃	〃	一五	0.4155	0.3935
〃	〃	〃	0.3580	0.3390
〃	〃	一六	0.3630	0.3410
〃	〃	〃	0.3114	0.2924
〃	〃	一七	0.3630	0.3410
〃	〃	〃	0.3120	0.2930
〃	〃	一九	0.1190	0.0970
〃	〃	〃	0.1030	0.0840
〃	〃	二〇	0.2330	0.2110
〃	〃	〃	0.1980	0.1790
〃	〃	二一	0.3590	0.3370
〃	〃	〃	0.3060	0.2870
〃	〃	二二	0.000440	0.000460
〃	〃	〃	0.1210	0.0820
〃	〃	〃	0.1020	0.0830
〃	〃	二三	0.000400	0.000380
〃	〃	〃	0.1530	0.1460
〃	〃	〃	0.1340	0.1150
〃	〃	二四	0.2280	0.2060
〃	〃	〃	0.1940	0.1750
〃	〃	二五	0.3190	0.2970
〃	〃	〃	0.2780	0.2590
〃	〃	二六	0.3610	0.3390
〃	〃	〃	0.3080	0.2890
〃	〃	二七	0.3245	0.3025
〃	〃	〃	0.2796	0.2606
〃	〃	二八	0.3451	0.3231
〃	〃	〃	0.2970	0.2780
六七九	改正後欄終りから七		1.106	1.039
〃	改正前欄	〃	1.039	1.039
〃	改正後欄	六	0.800	0.752
〃	改正前欄	〃	0.752	0.752
〃	改正後欄	三	0.923	0.867
〃	改正前欄	〃	0.867	0.867
〃	改正後欄	二	0.668	0.627
〃	改正前欄	〃	0.627	0.627
六八七	改正後欄	一三	0.395	0.397
令和七年三月三十一日（号外特第八号）厚生労働省・農林水産省告示第一号（令和六年厚生労働省・農林水産省告示第二号（法人税法施行規則第五条の二第一項第三号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準）の一部を改正する件）（原稿誤り）				
四九三	改正後欄終りから一三		予防接種をいう。	予防接種

正誤				
ページ	段	行	誤	正

令和六年七月二十三日（号外第百七十五号）公布総務省令第七十五号（普通交付税に関する省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

六五五	改正後欄	一	0.4335	0.4085
〃	〃	二	0.4300	0.4050
〃	〃	七	0.1370	0.1120
〃	〃	八	0.1270	0.1020
〃	〃	九	0.2700	0.2450
〃	〃	一〇	0.2600	0.2350
〃	〃	一一	0.000180	0.000200
〃	〃	〃	0.4140	0.3710
〃	〃	改正前欄	0.000180	0.000180
〃	〃	改正後欄	0.4040	0.3790
〃	〃	一二	0.000520	0.000500
〃	〃	一三	0.1250	0.1160
〃	〃	一四	0.1320	0.1070
〃	〃	終りから一五	0.000290	0.000300
〃	〃	〃	0.4125	0.3800
〃	〃	〃	0.4050	0.3810
〃	〃	〃	0.1535	0.1230
〃	〃	〃	0.000630	0.000640
〃	〃	〃	0.1525	0.1285
〃	〃	一三	0.1275	0.1035
〃	〃	〃	0.1200	0.1025
〃	〃	改正後欄	0.000680	0.000670
〃	〃	一四	0.000290	0.000290
〃	〃	改正前欄	0.000290	0.000290
〃	〃	〃	0.1275	0.1035
〃	〃	〃	0.4230	0.3980
〃	〃	一二	0.4220	0.3980
〃	〃	〃	0.1535	0.1230
〃	〃	〃	0.000630	0.000640
〃	〃	〃	0.1525	0.1285
〃	〃	一三	0.1275	0.1035
〃	〃	〃	0.1200	0.1025
〃	〃	改正後欄	0.000680	0.000670
〃	〃	一四	0.000290	0.000290
〃	〃	改正前欄	0.000290	0.000290
〃	〃	〃	0.4050	0.3810
〃	〃	〃	0.4125	0.3800
〃	〃	〃	0.000480	0.000480
〃	〃	改正前欄	0.000480	0.000480
〃	〃	〃	0.1410	0.1000
〃	〃	〃	0.1400	0.0990
〃	〃	四	0.000480	0.000500
〃	〃	〃	0.3960	0.3720
〃	〃	五	0.3950	0.3710
〃	〃	〃	0.2520	0.2460
〃	〃	〃	0.000340	0.000320
〃	〃	〃	0.3600	0.3350
〃	〃	二	0.2480	0.2230
〃	〃	改正後欄	0.1730	0.1480
〃	〃	三

ページ	段	行	誤	正
四七八	改正前欄一七		2.737	2.737
四八九	〃 九	改正後欄八	0.0238	0.0238
五二一	改正後欄八		0.07097	0.07097
〃	改正前欄五		0.07110	0.07110
〃	改正後欄一〇		0.07102	0.07102
〃	改正前欄七		0.07116	0.07116
〃	改正後欄一一		0.07120	0.07120
〃	改正前欄八		0.07135	0.07135
〃	改正後欄一二		0.07151	0.07151
〃	改正前欄一〇		0.07169	0.07169
五八七	改正後欄終りから三		「システム未導入」又は「ガバメントクラウド」	「システム未導入」又は「ガバメントクラウド」
〃	改正前欄〃		「システム未導入」	「システム未導入」
〃	改正後欄二		数	数に類型が「ガバメントクラウド」に対応するものとして回答したものとして、令和5年度に「システム未導入」に対応するものとして回答したもの以外の数を加えた数
五八八	改正前欄〃		数	数
〃	改正後欄六		数	数に類型が「ガバメントクラウド」に対応するものとして回答したもののうち、令和5年度に「自治体クラウド」又は「単独IaaS」「共同IaaS」若しくは「共同SaaS」に対応するものとして回答した数を加えた数
〃	五九〇		〃	〃
〃	改正前欄終りから五		−1.58	−1.58
〃	〃		＋0.44	＋0.44
六五四	改正後欄一六		0.6950	0.6690
〃	〃		0.6750	0.6500
〃	〃	一五	0.6950	0.6690
〃	〃	一四	0.6950	0.6690
〃	〃	一三	0.6750	0.6500
〃	〃	一二	0.6950	0.6690
〃	〃	一一	0.6750	0.6500
〃	〃	一〇	0.4315	0.4055
〃	〃	九	0.4200	0.3950
〃	〃	八	0.000300	0.000310
〃	〃	七	0.4150	0.3900
〃	〃	〃	0.4260	0.3925
〃	〃	六	0.1315	0.1055
〃	〃	五	0.1275	0.1025
〃	〃	四	0.000700	0.000690
〃	〃	〃	0.1260	0.1075
〃	〃	三	0.1300	0.1050
〃	〃	二	0.1585	0.1335
〃	〃	一	0.1495	0.1245
二一二	一五二十四		二十二日	二十三日

令和六年七月二十三日（号外第百七十五号）公布総務省令第七十五号（普通交付税に関する省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

四五二　改正後欄七　AU_n）　$\lceil AU_n \rfloor + AV_{令5} \times AW_{令5}$

四六六ページ改正後欄算式及び算式の符号欄中終りから三行目の次に次を加える。

$AV_{令5}$　令和５年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち畑作等促進整備事業に係るものの額に相当する額として総務大臣が通知した額

$AW_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00206

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00218

令和三年四月十九日外務省告示第百五十一号（シエラレオネ共和国における自動車整備技能訓練を通じた若者雇用促進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合工業開発機関との間の書簡の交換に関する件）

（原稿誤り）